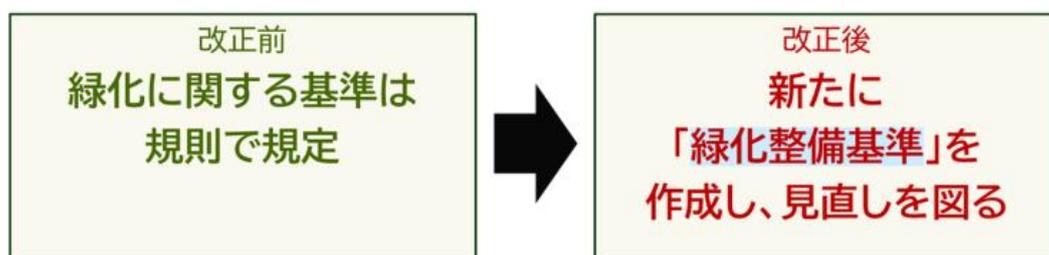


## 厚木市住みよいまちづくり条例の一部改正に伴う 緑化整備基準の制定について

### 1 経緯

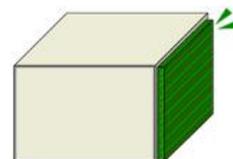
現在、特定開発事業を実施する際の緑化に関する事項は、厚木市住みよいまちづくり条例施行規則に規定をしていましたが、今回条例の一部改正に伴い、新たに「厚木市緑化整備基準」を制定し、内容の見直しを行います。



### 2 制定に伴う主な変更内容

- 緑化の手法に壁面緑化の採用

⇒緑化された壁面の鉛直投影面積を緑化面積とすることができる  
用途地域の近隣商業地域及び商業地域のみ採用可



- 地被類（芝）の面積算定の見直し

⇒独自の面積算定方法から県と同等の面積算定方法に見直し

変更前	開発規模10,000㎡以上の場合、地被類面積×0.2
<u>変更後</u>	市街化区域の場合、地被類面積×0.5 市街化調整区域の場合、地被類面積×0.2

### 3 スケジュール

令和7年12月9日

令和9年4月1日

厚木市緑を豊かにする審議会

厚木市緑化整備基準 施行開始